

県内宿泊業・旅行業の事業者の皆様

兵庫県産業労働部観光局観光企画課長

「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」  
前売り宿泊券・旅行券販売事業者の募集について（通知）

平素は、本県観光振興に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込み大きな打撃を受けている県内宿泊・旅行業の回復を支援するため、県民を対象とした旅行・宿泊代金の割引等を支援する「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」を下記1のとおり新設いたしました。

本事業では、事業者の皆さまの事業継続を支援するため、感染状況が落ち着いた後（ステージⅡ相当以下）において利用いただける前売り宿泊券・旅行券を先行的に発行・販売する方式（下記2）についても、あわせて実施することとしております。

つきましては、前売り宿泊券・旅行券の発行・販売を希望される場合は、7月9日（金）までに参加申込書（前売券様式1）を電子メールにてご提出いただきますようお願いいたします。

これについて、6月17日（木）10:00よりオンライン説明会を開催しますので、ご都合のつく事業者の方はご参加ください。参加は1社（施設）1アカウントまででお願いします。（詳細は別添「オンライン説明会参加方法」をご参照ください）。

なお、今回、前売り宿泊券・旅行券を発行・販売せず、旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布に参画いただくことは可能です。その場合、後日、運営事務局より参加募集しますので、改めてご案内させていただきます。

記

1 「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」の概要

区分	旅行・宿泊代金割引	クーポン券配布																
概要	県民に販売する県内旅行商品・宿泊代金の割引を支援 ※ 日帰り旅行も対象 ※ 業務上の長期滞在は対象外	左記割引を受ける宿泊旅行者に対して旅行期間中に使用可能なクーポン券を配布 ※ 日帰り旅行は対象外																
支援金額	<table border="1"><thead><tr><th>旅行・宿泊代金（1人泊）</th><th>支援金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10千円以上</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>8千円以上10千円未満</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>6千円以上8千円未満</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>4千円以上6千円未満</td><td>2,000円</td></tr></tbody></table>	旅行・宿泊代金（1人泊）	支援金額	10千円以上	5,000円	8千円以上10千円未満	4,000円	6千円以上8千円未満	3,000円	4千円以上6千円未満	2,000円	<table border="1"><thead><tr><th>旅行・宿泊代金（1人泊）</th><th>クーポン金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>15千円以上</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>10千円以上15千円未満</td><td>1,000円</td></tr></tbody></table>	旅行・宿泊代金（1人泊）	クーポン金額	15千円以上	2,000円	10千円以上15千円未満	1,000円
旅行・宿泊代金（1人泊）	支援金額																	
10千円以上	5,000円																	
8千円以上10千円未満	4,000円																	
6千円以上8千円未満	3,000円																	
4千円以上6千円未満	2,000円																	
旅行・宿泊代金（1人泊）	クーポン金額																	
15千円以上	2,000円																	
10千円以上15千円未満	1,000円																	
対象	県内居住者																	
実施期間	県が別途指定する日～令和3年12月31日まで （宿泊については、令和4年1月1日チェックアウト分まで） ※ 令和3年8月31日（予定）までの予約・販売分のみ対象 ※ 新型コロナウイルス感染状況「ステージⅡ相当以下」を条件に開始 ※ 予算がなくなり次第終了																	
地域	県内限定																	

## 2 「前売り宿泊券・旅行券」発行方式の概要

項目	内容									
発行事業者	県内に施設を有する宿泊事業者及び販売店舗を有する旅行会社									
支援額	<p>上記事業者が独自に発行・販売する前売り宿泊券・旅行券の割引分・券種は下記の2種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>額面</th> <th>県支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【例】10,000円分の宿泊券を5,000円で販売            ※ 販売上限：原則として1事業者1回あたり額面合計200万円            ※ 県支援金の交付は、購入者による前売り券利用が要件</p>	No	額面	県支援額	①	2,000円	1,000円	②	10,000円	5,000円
No	額面	県支援額								
①	2,000円	1,000円								
②	10,000円	5,000円								
購入対象者	県内居住者									
販売期間	<p>県が別途指定する日～令和3年8月31日（予定）</p> <p>※県への参加申込書提出後、準備が整った事業者から順次開始            ※販売方法は各事業者で決定</p>									
利用期間	<p>県が別途指定する日～令和3年12月31日まで            （宿泊については、令和4年1月1日チェックアウト分まで）</p> <p>※新型コロナウイルス感染状況「ステージⅡ相当以下」の期間のみ            ※上記利用期間内で各事業者が独自に利用期間を設定可            ※感染状況によって県から利用停止を依頼する場合あり</p>									

### 【留意事項】前売り宿泊券・旅行券の販売にあたり購入者へ周知すべき事項

下記事項について、前売り券への記載等により購入者へ周知してください。

- ① 発行日から有効期限までの期間のうち、兵庫県内における新型コロナウイルス感染状況が「ステージⅡ相当以下」期間中の旅行・宿泊に限り利用可能であること
- ② 休館・休業・緊急事態宣言・まん延防止措置発令等により利用できない場合があること
- ③ GoTo トラベル及び県が実施予定の前売り方式でない「旅行・宿泊代金割引」との併用はできないこと
- ④ その他の割引やクーポン券との併用の可否は施設によって異なること
- ⑤ 発行店舗・施設でのみ利用可能であること
- ⑥ 現金との引換えはしないこと
- ⑦ 釣り銭は出ないこと（額面以下の支払いには利用できないこと）
- ⑧ 営利目的による転売の禁止
- ⑨ 発行事業者名及び連絡先
- ⑩ 販売した前売り券を購入者が実際に使用することができず、利用対象期間を経過した場合に被った損害について、兵庫県は責任を負わないこと

### 3 申込・登録要件

#### (1) 対象事業者

下表の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者

宿泊事業者	(ア) 県内に所在する宿泊施設を運営する者で、旅館業法の規定により旅館業の許可を受けた者のうち、同法の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者（下宿営業を除く。） (イ) 県内に所在する宿泊施設を運営する者で、住宅宿泊事業法により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
旅行事業者	(ウ) 県内に販売店舗を有する、旅行業法に基づく登録事業者

※ 宿泊事業者は「施設」単位、旅行事業者は「事業者」単位での登録となります。

#### (2) 登録要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 事務局との間に生じる全ての手続きにおいて日本語で対応できること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「ひょうご安心旅」に参画すること。
- ③ 申込事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が兵庫県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会勢力が、申込事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業していないこと。

(3) 登録方法 「参加申込書」（前売券様式1）をE-mailにて提出  
【提出先：kankokikaku@pref.hyogo.lg.jp】

(4) 申込期間 本通知日以降～令和3年7月9日（金）まで  
（上記期間終了後であっても、登録希望の場合はご相談ください。）

(5) 登録完了確認 申込受付後、対象事業者として県ホームページへ順次掲載しますので、ご確認ください。

### 4 事業スキーム

別紙「事業スキーム（宿泊割引）」をご参照ください。

## 5 手続きの流れ

### ① 参加申し込み 本通知日以降～令和3年7月9日（金）まで

- ・「参加申込書」（前売券様式1）を県に提出してください。

### ② 県ホームページへの掲載

- ・申込受付後、販売対象事業者として県ホームページに随時掲載しますので、ご確認ください。

### ③ 前売券の販売 県が別途指定する日～令和3年8月31日（火）まで（予定）

- ・県ホームページでの掲載確認後、各事業者にて前売券を独自に発行し、販売を開始してください。

### ④ 購入者が前売券を利用して旅行・宿泊

県が別途指定する日～令和4年1月1日（土）チェックアウトまで

- ・ステージⅡ相当以下の期間であればご利用いただけます。

### ⑤ 各事業者が前売券の利用実績を事務局に報告

- ・ステージⅡ相当以下となった場合、本事業の事務を担う事務局を設置します。前売券の利用実績については、この事務局に報告してください。

【提出書類（予定）】 ※今後、事務局との調整により変更の可能性あり

- （ア）実績報告書（前売券様式2）
- （イ）実績入力台帳（別記様式）
- （ウ）前売券利用確認書（前売券様式3）
- （エ）前売券販売・利用台帳（前売券様式4）
- （オ）利用実績の確認書類（任意様式）  
（宿泊証明書、宿泊施設との精算に基づく精算書 等）
- （カ）発行した前売り券の見本（またはそれに類するもの）
- （キ）支援金請求書兼委任状（前売券様式5）

- ※ 前売券購入者の利用がなければ支援金のお支払いはできませんので、ご注意ください。

### ⑥ 事務局から各事業者に支払

- ・⑤の報告内容を審査の上、各事業者へ支援金をお支払いします。

## 6 問い合わせ先

兵庫県産業労働部観光局観光企画課

TEL：078-341-7711（代表）／内線3562

078-362-3317（直通）

E-mail：kankokikaku@pref.hyogo.lg.jp